

特約の解約返戻金に関する特約 目次

第1条	特約の締結	第11条	主特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等に付加されている場合の特則
第2条	主特約の解約返戻金額	第12条	主特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている場合の特則
第3条	主特約が同時消滅する場合の支払金額	第13条	主特約が無配当新医療定期保険等に付加されている場合の特則
第4条	特約の解約	第14条	主特約が限定告知型医療特約の場合の特則
第5条	特約の同時消滅	第15条	主特約が3年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則
第6条	特約の更新		
第7条	主契約の普通保険約款等の準用		
第8条	主契約の契約内容が変更される場合の特則		
第9条	主特約が5年ごと利差配当付定期保険等に付加されている場合の特則		
第10条	主特約が5年ごと利差配当付終身保険等に付加されている場合の特則		

特約の解約返戻金に関する特約

第1条 (特約の締結)

- ① この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加される特約のうち、保険料が一時払い以外の次に定める特約（以下「主特約」といいます。）を締結する際、保険契約者の申出により、主特約に付加して締結します。
1. 災害入院特約(01)
 2. 疾病医療特約(01)
 3. 成人病医療特約(01)
 4. 女性疾病医療特約(01)
 5. 入院治療重点保障特約
 6. 入院保障充実特約
 7. 通院特約(04)
 8. 保険料払込期間と保険期間が異なる災害割増特約
 9. 保険料払込期間と保険期間が異なる傷害特約
 10. 傷害損傷特約(04)
 11. 限定告知型医療特約
 12. 限定告知型入院保障充実特約
 13. 限定告知型傷害損傷特約
 14. こども災害入院特約(01)
 15. こども疾病医療特約(01)
 16. こども入院治療重点保障特約
 17. こども入院保障充実特約
- ② 前項にかかわらず、主特約を締結する際に、この特約が付加されていない特約^[1]がすでに主契約に付加されているときは、この特約は締結しません。
- ③ 主契約に2以上の主特約を付加するときは、すべての主特約にこの特約を付加することを要します。

第2条 (主特約の解約返戻金額)

- ① この特約が付加された主特約の解約返戻金はありません。
- ② 前項にかかわらず、主特約が疾病医療特約(01)のときは、疾病医療特約(01)の保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、疾病医療特約(01)の給付日額の30倍相当額とします。ただし、疾病医療特約(01)の保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていない場合、解約返戻金はありません。



第1条補則

[1] 第1項に定める特約に限ります。

第3条（主特約が同時消滅する場合の支払金額）

- ① 主特約が主契約と同時に消滅するときは、主特約の支払金額はありません。
- ② 前項にかかわらず、疾病医療特約(01)の解約返戻金がある場合には、次表に定めるところによります。

1. 主契約の解約返戻金が支払われるとき	疾病医療特約(01)の解約返戻金を保険契約者に支払います。
2. 主契約の被保険者が死亡したとき	イ. 主契約の死亡保険金等 ^[1] が支払われるとき 返還金 ^[2] を主契約の死亡保険金等 ^[1] とあわせて、主契約の死亡保険金等 ^[1] の受取人に支払います。 ^[3] ロ. 前イ以外のとき 返還金 ^[2] を保険契約者に支払います。 ^[3] ただし、保険契約者の故意 ^[4] により主契約の被保険者が死亡したときは支払いません。
3. 主契約の高度障害保険金が支払われるとき	返還金 ^[2] を主契約の高度障害保険金とあわせて、主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。 ^[3]

第4条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第5条（特約の同時消滅）

主特約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第6条（特約の更新）

主特約の更新に際しては、この特約は主特約とともに更新されます。

第7条（主契約の普通保険約款等の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主契約の普通保険約款および主特約の定めを準用します。

第8条（主契約の契約内容が変更される場合の特則）

主契約の契約内容の変更に伴い主特約の契約内容が変更される場合、主特約に対応する保険料積立金の精算金はありません。

第9条（主特約が5年ごと利差配当付定期保険等に付加されている場合の特則）

主特約が5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)、無配当医療保険、無配当新医療定期保険、無配当医療定期保険(09)、5年ごと利差配当付医療定期保険または定期保険に付加されている場合、主特約が主契約とともに更新されるときは、この特約は主特約とともに更新されます。

第10条（主特約が5年ごと利差配当付終身保険等に付加されている場合の特則）

主特約が5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付新終身保険、5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険、5年ごと利差配当付限定告知型終身保険、終身保険または変額保険（終身型）に付加されている場合、主契約に年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約または介護保障移行特約が付加されて主契約の全部もしくは一部が年金支払または介護保障に移行するときは、主特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。

第11条（主特約が5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険等に付加されている場合の特則）

- ① 主特約が付加されている5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)、新個人年金保険もしくは個人年金保険に保証期間付終身年金移行特約、夫婦年金移行特約もしくは介護年金保障移行特約が付加された場合または5年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険(93)もしくは新個人年金保険が普通保険約款に定めるところにより年金支払開始日に



第3条補則

- [1] 主契約の被保険者の死亡により支払われる保険金または給付金をいいます。
- [2] 疾病医療特約(01)の解約返戻金と同額とします。
- [3] 返還金の受取人は、この特約で定める者以外の者に変更することはできません。
- [4] 保険契約者と主契約の被保険者が同一の場合を除きます。

- 1 または 2 以上の年金の種類等に変更された場合、主特約から主契約の保険料積立金に充当する精算金はありません。
- ② 主特約が 5 年ごと利差配当付生存保障重視型個人年金保険、5 年ごと利差配当付個人年金保険、個人年金保険 (93)、新個人年金保険または個人年金保険に付加されているときは、第 3 条（主特約が同時消滅する場合の支払金額）第 2 項第 2 号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

<p>2. 主契約の被保険者が死亡したとき</p>	<p>イ. 主契約の死亡保険金等^[1]が支払われるとき 返還金^[2]を主契約の死亡保険金等^[1]とあわせて、主契約の死亡保険金等^[1]の受取人に支払います。^[3]</p> <p>ロ. 前イ以外るとき 返還金^[2]を保険契約者（主契約の年金支払開始日以後は年金受取人とします。以下本号において同じ。）に支払います。^[3] ただし、保険契約者の故意（保険契約者と主契約の被保険者が同一の場合を除きます。）により主契約の被保険者が死亡したときは支払いません。</p>
----------------------------------	---

第12条（主特約が最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている場合の特則）

主特約が最低保証利率付 3 年ごと利率変動型積立終身保険に付加されている場合、主契約に終身保障移行特約、年金支払移行特約、夫婦年金支払移行特約または介護保障移行特約が付加されて主契約の全部が終身保障、年金支払いまたは介護保障に移行することにより主特約が消滅するときは、主特約の解約返戻金を主契約の積立金に充当します。

第13条（主特約が無配当新医療定期保険等に付加されている場合の特則）

主特約が無配当新医療定期保険または無配当新医療終身保険に付加されているときは、第 1 条（特約の締結）第 2 項および第 3 項は適用しません。

第14条（主特約が限定告知型医療特約の場合の特則）

主特約が限定告知型医療特約のときは、第 2 条（主特約の解約返戻金額）および第 3 条（主特約が同時消滅する場合の支払金額）の適用に際しては、「疾病医療特約 (01)」を「限定告知型医療特約」と読み替えます。

第15条（主特約が 3 年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されている場合の特則）

主特約が 3 年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款に定める契約に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第 1 条（特約の締結）の適用に際しては、「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）」を「3 年ごと配当付特約組立型保険普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約（以下「基本取扱契約」といいます。）」と、「主契約に」を「基本取扱契約に」と読み替えます。
2. 第 3 条（主特約が同時消滅する場合の支払金額）第 1 項の適用に際しては、「主特約が主契約と同時に消滅するとき」を「主特約が定期保険特約等または総合医療特約等会社の定める特約のすべての消滅により消滅するとき」と読み替えます。
3. 第 7 条（主契約の普通保険約款等の準用）の適用に際しては、「主契約の普通保険約款」を「主約款」と読み替えます。
4. 第 8 条（主契約の契約内容が変更される場合の特則）の適用に際しては、「主契約」を「保険契約」と読み替えます。